第２章　プラン策定の背景

1　社 会 状 況 の 変 化

（1）女 性 の 労 働 力 化

従来「男は仕事、女は家庭」と言われ、家事・育児・介護等は主に女性によって担われてきました。しかし、現在では、女性が仕事や社会活動へ主体的かつ積極的に参加するようになってきており、女性は職場において、また地域においても重要な役割を果たしています。

本市のまちづくりを支える男女（ひと）が、共同してこれからの沼津市を築くためには、働く女性への支援をはじめ、女性の多様な生き方や地域活動に対する支援のさらなる拡充を図るほか、男性の家事・育児・介護等への参画を進める必要があります。

「男女共同参画」実現のためには、政策・方針決定の場への女性の登用をさらに進めると共に、家庭への男性の参画を促すような意識啓発や、男女の育児・介護休業の実質的な取得を進めるような企業への働きかけが求められます。

（2）少 子 化 の 進 行

非婚化、晩婚化、結婚しても子どもをもたない夫婦、子どもの数を少なく抑える夫婦などが増加し、少子化の進行が深刻化しています。

本市においても、年少人口（14 歳以下の人口）比は低下の一途をたどっており、子ども同士のふれあいの減少など子どもの成長に及ぼす影響や、将来における本市の活力の低下等が懸念されます。

また、女性の労働力化や社会活動への参加が進む一方で、家庭における固定的な役割分担意識はまだ根強く、共働きであっても、女性が家事・育児・介護等の多くを担っているのが現状です。男性による家事・育児・介護等への参画が推進されるように意識啓発を行うとともに、多様なニーズに応える保育制度の充実など、両性が子育てをしながら仕事や社会活動に参加できるように支援を行うことが求められています。

（3）高 齢 化 の 進 行

本市でも高齢化が進行しており、介護を必要とする高齢者数も増加しています。しかし、家族の小規模化、女性の労働力化などが進む中で、これまで女性に負うところが大きかった家庭の介護力が著しく低下しつつあります。

今後は、男性の介護への積極的な参画を進めるとともに、女性の介護負担を軽減し、介護を社会的に担う体制を整えることが必要です。現在、75 歳以上の 6 割は女性であり、ひとり暮らし、老夫婦のみといった、現在の高齢者の生活実態に沿った自立支援等の充実が求められています。

地域において、高齢者が経験や能力を活かし、健康で豊かな生きがいのある充実した生活を送ることができるような、人にやさしいまちづくりが課題となっています。

2 男女共同参画に向けた国内外の動き

年 次	世界の動き	国内の動き	静岡県の動き	沼津市の動き
1975年 (昭和50)	・国際婦人年世界会議(メキシコ会議)開催 「世界行動計画」採択 ・1976年から1985年を「国際婦人の十年」と決定	・総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 ・総理府婦人問題担当室設置		
1977年 (昭和52)		・「国内行動計画」策定 ・「国内行動計画前期重点目標」発表 ・「国立教育婦人会館」開館	・労働部に「婦人問題担当窓口」設置 ・「婦人問題懇話会」設置 ・プロジェクトチーム「婦人の地位向上部会」設置	
1979年 (昭和54)	・国連「女性差別撤廃条約」採択			
1980年 (昭和55)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)	・「女性差別撤廃条約」署名	・生活環境部に「婦人対策室」設置 ・「婦人行政推進庁内連絡会議」設置 ・「婦人行政推進市町村連絡会」設置	
1981年 (昭和56)		・「国内行動計画後期重点目標」発表		
1982年 (昭和57)	・国連「国際平和と協力促進への婦人の参加に関する宣言」採択			
1983年 (昭和58)			・生活環境部に「婦人青少年課」設置	・「市長室企画課行政文化室」設置
1985年 (昭和60)	・「国連婦人の十年」世界会議開催(ナイロビ) ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「男女雇用機会均等法」「労働者派遣法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准		
1986年 (昭和61)		・「婦人問題企画推進本部」拡充 ・「男女雇用機会均等法」「労働者派遣法」施行	・「婦人のための静岡県計画」策定 ・「婦人問題推進会議」設置	・「婦人活動推進連絡会」設置
1987年 (昭和62)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	・生活環境部に「婦人課」設置 ・労働部に「就業婦人室」設置	・窓口を「市長室国際文化室」へ移管
1989年 (平成元)	・「児童の権利に関する条約」採択	・学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等)	・「婦人総合センター(仮称)基本計画」策定	
1990年 (平成2)	・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 ・ILO第171号条約(夜業に関する)採択		・「婦人総合センター(仮称)」建設工事着工	
1991年 (平成3)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定 ・「育児休業法」公布	・「婦人のための静岡県計画」(修正計画)策定	
1992年 (平成4)		・「育児休業法」施行 ・初代婦人問題担当大臣就任		
1993年 (平成5)	・「世界人権会議」開催(ウィーン) ・国連「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」公布・施行	・「静岡県女性総合センター“あざれあ”」開館 ・「女性行政推進会議」設置	・窓口を「教育委員会社会教育課」へ移管 ・女性の会“アミーぬまづ”を結成
1994年 (平成6)	・「第4回世界女性会議のエスカップ地域準備会議」開催(ジャカルタ) ・「ジャカルタ宣言」(地域行動計画を含む。)採択 ・ILO第175号条約(パートタイム労働に関する)採択	・総理府に「男女共同参画室」設置 ・「男女共同参画審議会」設置 ・「男女共同参画推進本部」設置 ・「労働基準法の一部を改正する法律」施行	・婦人課を「女性政策課」、就業婦人室を「就業女性室」に改称 ・婦人問題推進会議を「女性問題推進会議」に改組 ・婦人行政推進庁内連絡会議を「女性行政推進庁内連絡会議」に名称変更	・窓口を「市長室広報広聴課市民生活室」へ移管

年　次	世界の動き	国内の動き	静岡県の動き	沼津市の動き
1995年 (平成7)	・「第4回世界女性会議」開催(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択	・ILO156号条約(家族的責任条約)批准 ・「育児・介護休業法」成立		
1996年 (平成8)	・ILO総会「家内労働に関する条約」採択	・男女共同参画審議会が「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 ・「労働者派遣法」改正	・「男女が共に創るしずおかプラン」策定 ・女性問題推進会議を「男女が共に創るしずおか推進懇話会」に改組 ・女性行政推進会議と女性行政推進庁内連絡会議を統合し、「男女が共に創るしずおか行政推進会議」に改組	・“戸田せっけんの会ラメール”を結成
1997年 (平成9)		・「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」改正・公布 ・「特定非営利活動促進法(NPO法)」成立 ・「介護保険法」公布	・「男女が共に創るしずおかプラン推進計画(アクションプログラム)」策定 ・「男女が共に創るしずおか議員連盟」発足	・「女性行政推進庁内連絡会」発足
1998年 (平成10)		・男女共同参画審議会が「男女共同参画社会基本法について」を答申 ・「改正男女雇用機会均等法」「改正労働基準法」一部施行		・「企画部市民生活課男女共生推進室」に改称 ・「沼津市男女共生推進プラン策定委員会」設置
1999年 (平成11)	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選定議定書」採択	・「改正男女雇用機会均等法、改正労働基準法、改正育児・介護休業法」施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「食糧・農業・農村基本法」公布・施行	・女性政策課を「県民生活総室女性政策室」、就業女性室を「就業支援総室就業支援室」に改編 ・「ふじのくに・男女共同参画の日」制定 (7月30日)	・「ぬまづ男女(ひと)ハーモニープラン」策定 (3月)
2000年 (平成12)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)「政治宣言」、「成果文書」採択	・「ストーカー行為等の規則等に関する法律」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	・「男女が共に創るしずおかプラン第2次ｱｸｼｮﾝﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ」策定 ・女性政策室を「男女共同参画室」に改称	
2001年 (平成13)		・「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組 ・「男女共同参画会議」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・一部施行	・静岡県男女共同参画推進条例」公布・施行 ・「静岡県男女共同参画会議」設置	・窓口を「企画部企画調整課」へ移管 ・“NPO戸田塩の会”を設立
2002年 (平成14)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」完全施行 ・「改正育児・介護休業法」施行	・配偶者暴力相談センターを静岡県女性相談センターに設置	・“戸田どっとこむ”を結成
2003年 (平成15)		・「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行	・「静岡県男女共同参画基本計画」“ハーモニックしずおか2010”策定	・「企画部政策企画課男女共生推進室」に改称
2004年 (平成16)		・「改正男女雇用機会均等法」施行		
2005年 (平成17)		・「次世代育成支援対策推進法」完全施行		・アミーぬまづと戸田女性グループとの交流会 ・「ぬまづ男女(ひと)ハーモニープラン2」策定 (3月)

3　沼 津 市 の 概 況

（1）少 子 ・ 高 齢 化 の 現 状

年齢区分別人口構成割合の表をみると、年少人口（0～14 歳）の減少と老年人口（65 歳以上）の増加が着実に進んでおり、特に老年人口割合については 1975年（昭和 50 年）から 2000 年（平成 12 年）の 25 年間で 2.5 倍に増加しています。

また、平成 12 年における沼津市の一般世帯数は 76,117 世帯、一般世帯人員は 205,389 人で、1世帯当たりの人員は 2.70 人でした。これは、県平均 2.91 人を 0.21 ポイント下回る結果で、少子化や核家族化の進行による家族の小規模化が一層進んでいます。

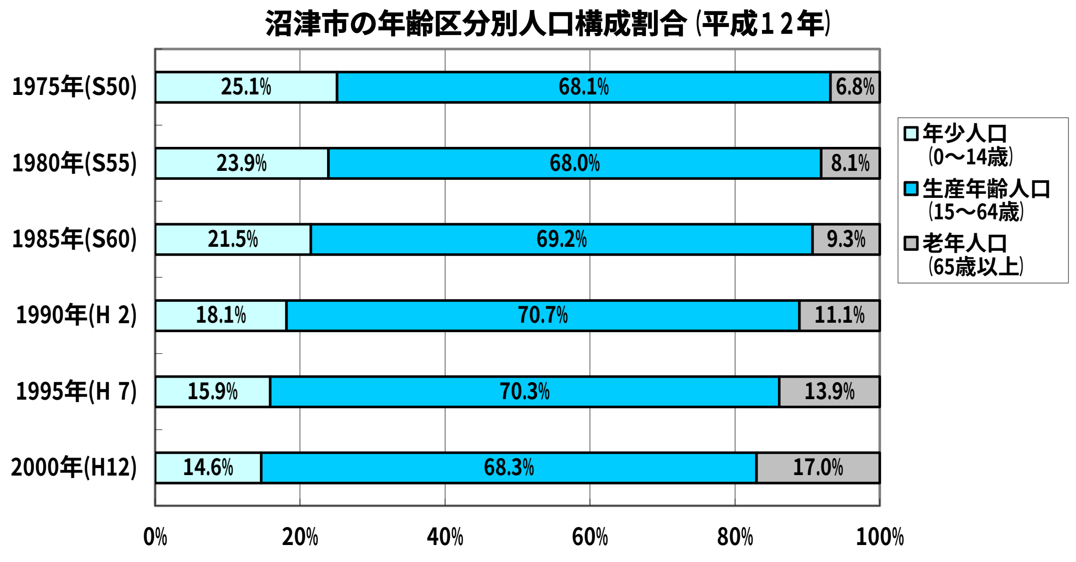

資料：国勢調査

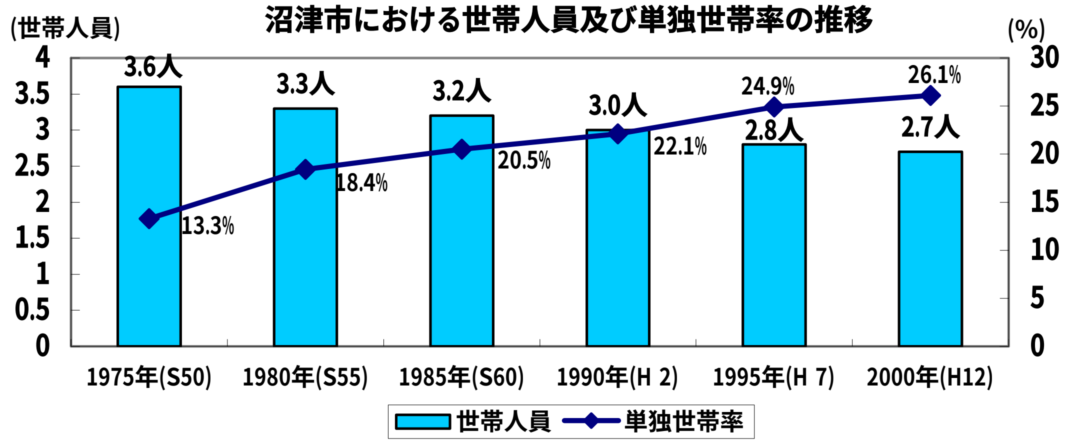

資料：国勢調査

（2）出 生 数 の 現 状

沼津市における出生数は、微増減を繰り返しながら減少していく傾向にあります。合計特殊出生率でみると、2003 年（平成 15 年）の全国平均は、人口増減なしの状態に保つ数値（人口置換水準）である 2.08 人を大きく下回る 1.29 人であり、沼津市においても 1.35人と、少子化問題は緊急を要する課題となっています。

※　**合計特殊出生率**：その年の 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した数。
一人の女性が一生に生む子どもの数とも言える。
1996 年（平成 8 年）では全国 1.43 人、沼津市 1.50 人、
2003年（平成 15年）では全国 1.2 9人、沼津市 1.3 5人である。

沼津市における出生数の推移　（各年４月１日現在）

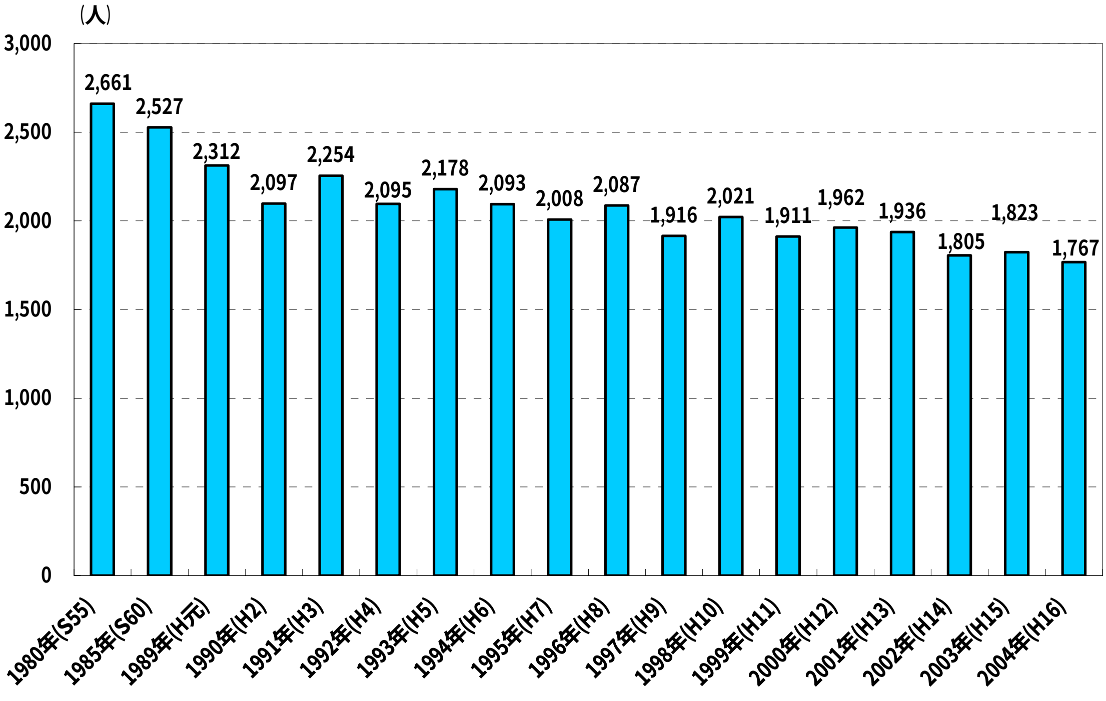

資料：市民課

（3）保 育 の 現 状

乳幼児数（０～５歳）は減少傾向にあります。しかし、保育所利用児童率は増加傾向にあることから、働く女性の増加等社会状況が変化する中、保育所に対する需要が高まっていることが見受けられます。

※ **保育所利用児童率**：沼津市の乳幼児数（0～5 歳）全数に占める、保育所を利用している児童の割合。

沼津市における乳幼児数と保育所利用児童率の推移 （各年４月１日現在）

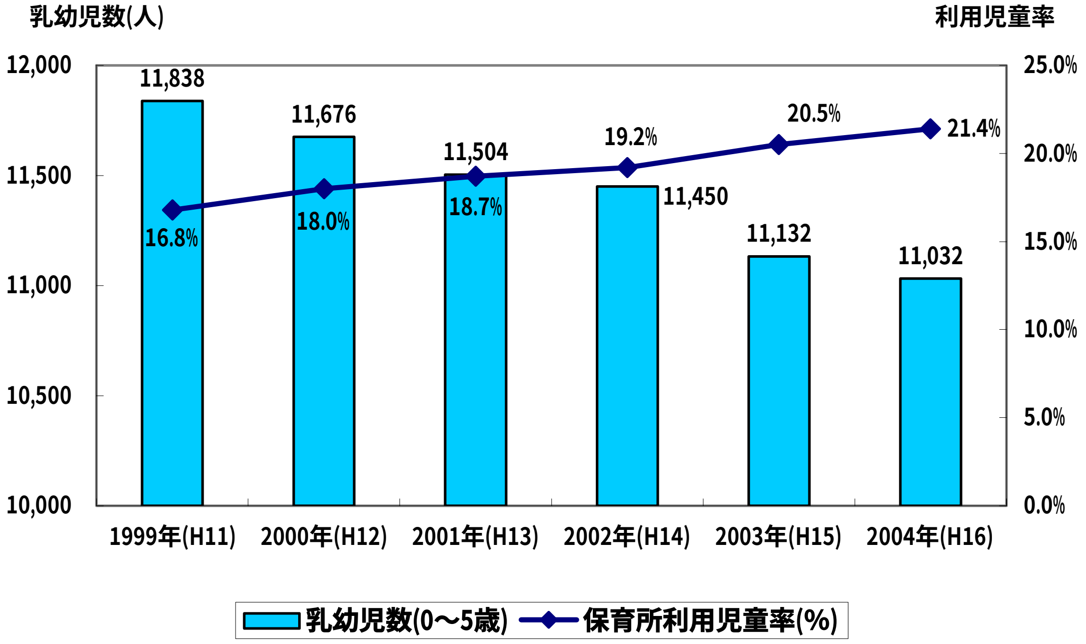

資料：沼津市の福祉

（4）要援護者・介護の現状

沼津市におけるひとりぐらし老人の数と高齢者世帯数の推移をみると、ひとりぐらし老人はほぼ横ばいであるのに対し、高齢者世帯数はここ５年間で倍増しています。これは核家族化など家族形態の変化や住宅事情など様々な要因が考えられますが、今後も増加する傾向にあります。

沼津市におけるひとりぐらし老人の数と高齢者世帯数の推移（各年９月１日現在）

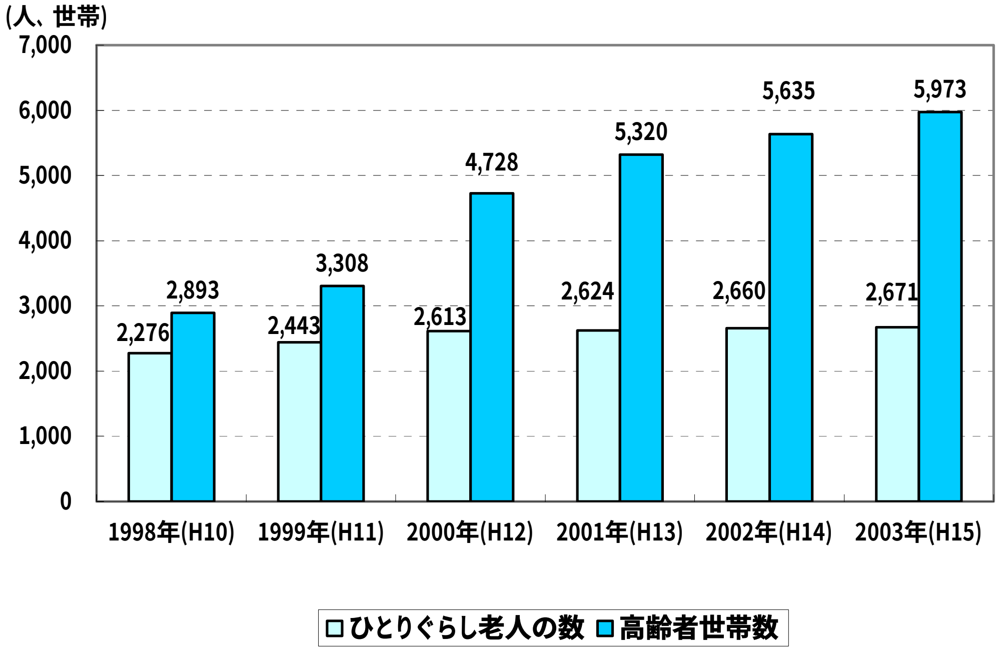

資料：沼津市の福祉

沼津市における要介護等認定者数の推移（各年３月末日現在）

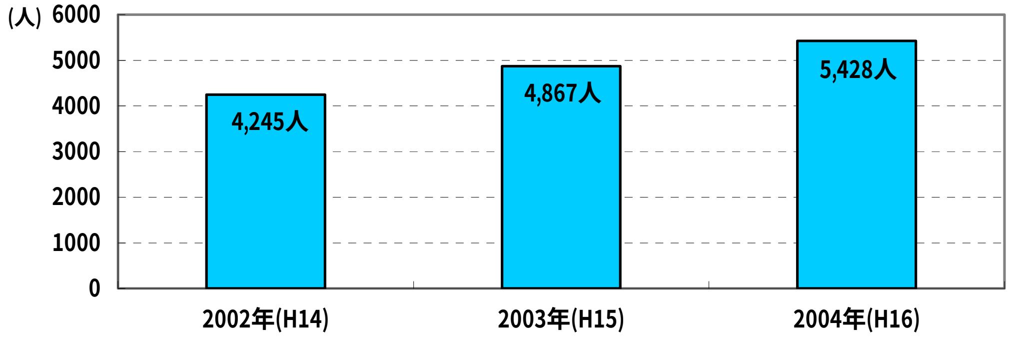

資料：沼津市の福祉

（5）女性の就業の現状

沼津市全体の就業者に占める女性の割合は、1975 年（昭和 50 年）の 35.2%から 2000 年（平成 12 年）には 40.8%となり年々増加傾向にあります。産業別では、第２次産業は 1985 年（昭和 60 年）まで増加傾向にあったもののその後減少し、第３次産業が増加傾向にあります。第１次産業については減少傾向にあります。

産業大分類別就業者は、建設業、製造業、運輸・通信業では男性が多く、卸売・小売業・飲食業、サービス業では女性就業者割合が男性を上回っています。

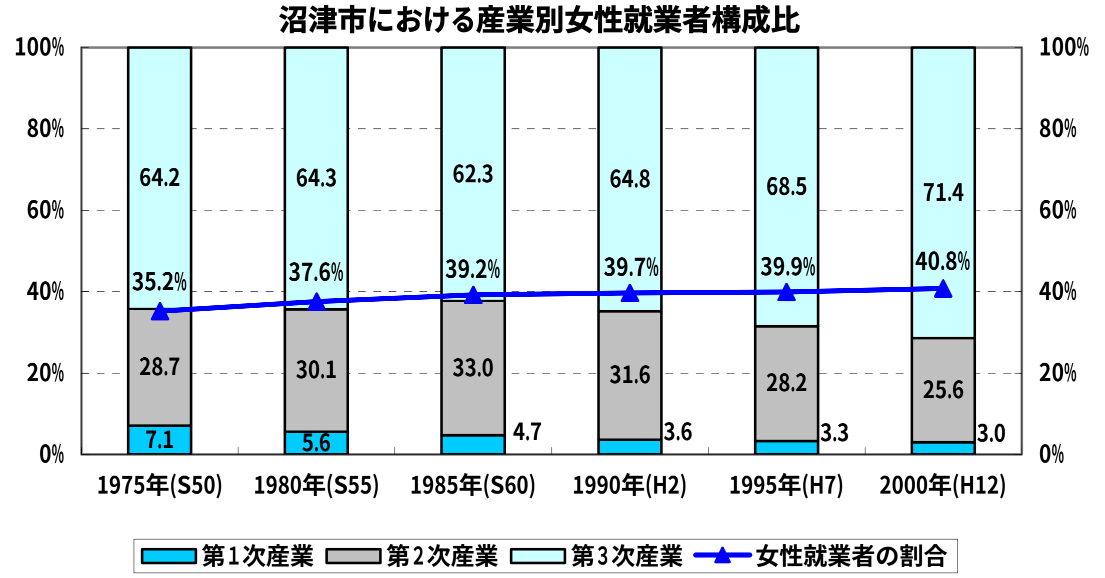

資料：国勢調査

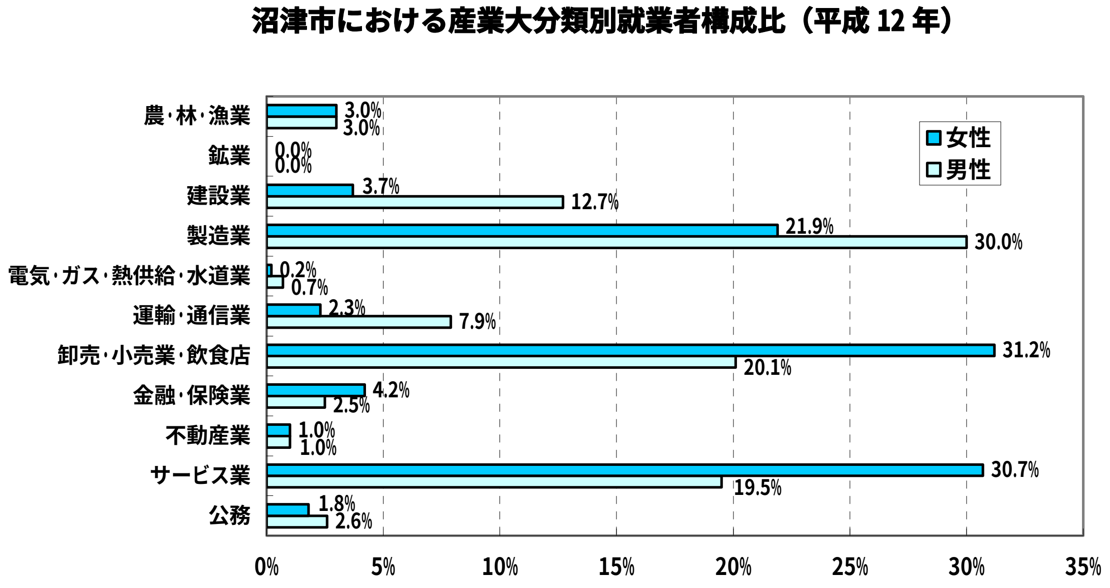

資料：国勢調査

（6）女 性 の 労 働 力 の 現 状

沼津市の労働人口は、男女共に増加傾向にあり、2000 年（平成 12 年）では女性 49,713 人、男性 74,857 人となっています。年齢階級別・男女別労働力率は、20～24 歳では男女とも約７１％とほぼ同数ですが、25 歳からは男女の格差が広がり、特に 39 歳までの子育て期間の男女差が顕著となっています。

沼津市における男女別労働人口の推移

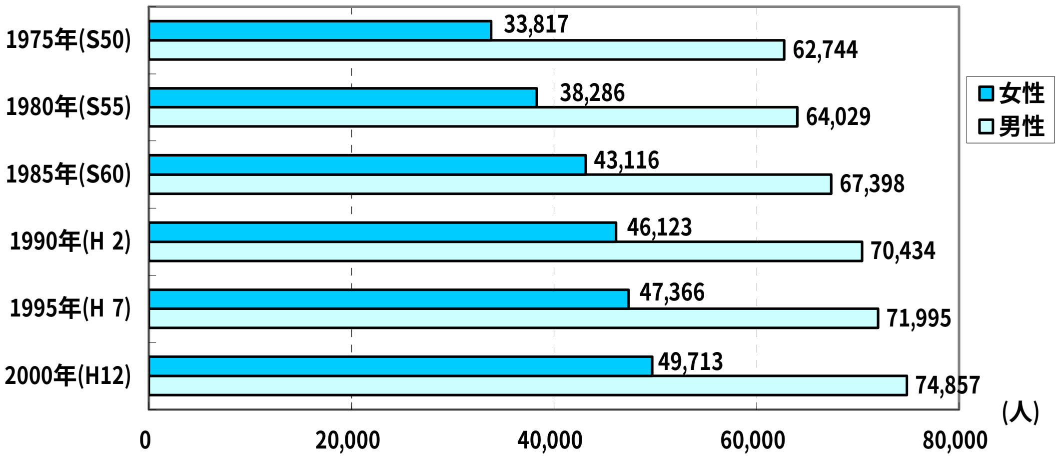

資料：国勢調査

沼津市における年齢階級別･男女別労働力率 (平成１２年)

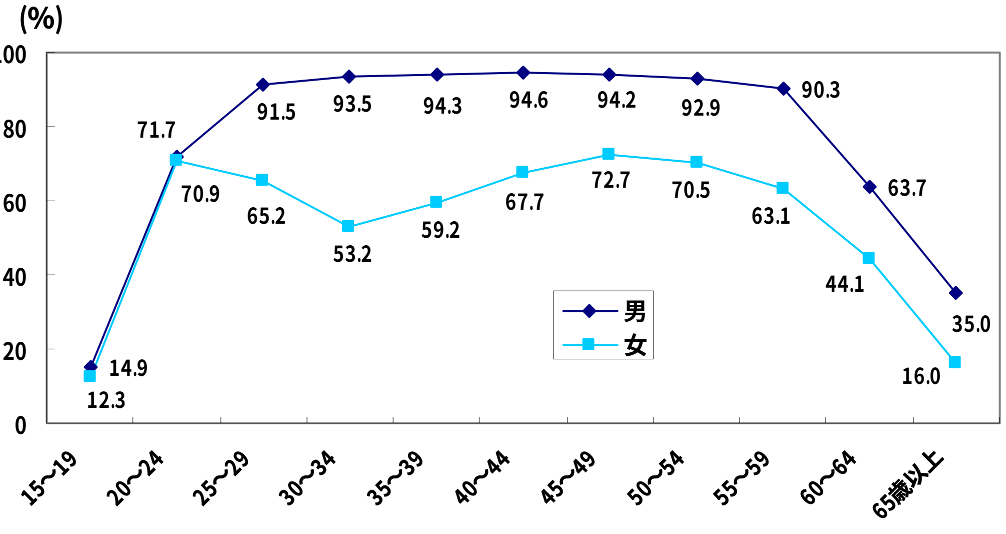

資料：国勢調査

（7）家庭生活における家事分担の現状

沼津市が平成１５年度に実施した市民意識調査では、「女性は仕事を持つのはよいが家事・育児はきちんとすべきである」という問いに対し、下図のとおり女性の７４．４％、男性の７６．４％が“そう思う”または、“どちらかといえばそう思う”と回答しています。これは、性別に関係なく市民の約４人に３人が「家事・育児は女性の仕事である」という性別による役割分担意識を持っていると考えることができます。

また、年齢別でみると、年齢が上がるにつれ「女性は仕事を持つのはよいが家事・育児はきちんとすべきである」と考える人が多くなる傾向にありますが、若い世代である２０歳代でも６２．９％の人がそのように考えています。

【問】あなたは、「女性は仕事を持つのはよいが、家事・育児はきちんとすべきである」という考え方をどう思いますか。　＜平成１５年度 市民意識調査＞

男女別

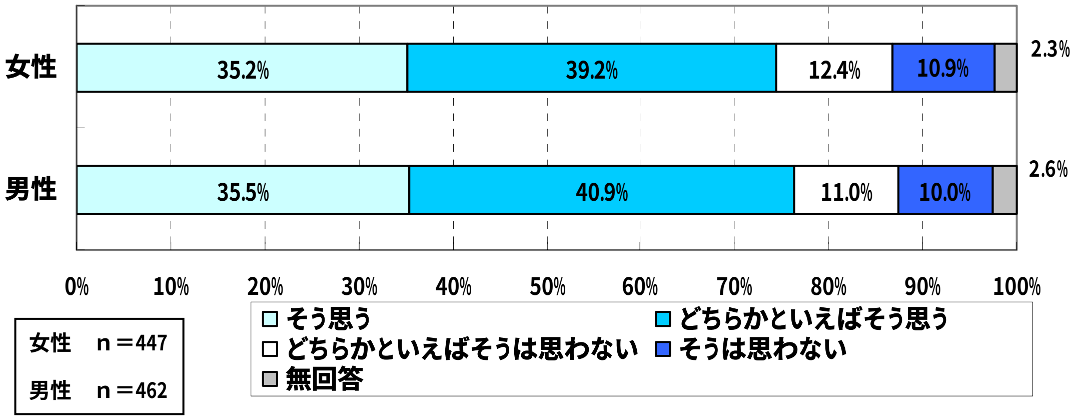

年齢別

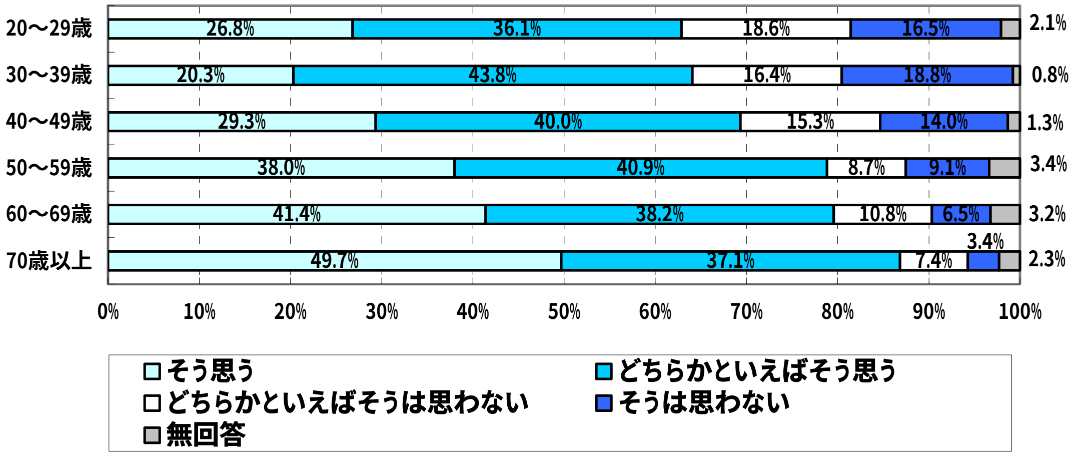

（８）教育の場における女性の現状

沼津市の公立小学校・中学校の教員の人数をみると、小学校においては女性教員が多く、中学校では男性教員が多くなっています。また、校長の人数をみると、女性の校長は２００４年（平成１６年）では小学校は２５校中５人、中学校は１７校中１人となっています。

また、沼津市における大学等への進学率をみると、全体の進学率は女子が男子を約 １３ポイント程度上回っていますが、年々進学率の差は縮小してきています。また、女子の短期大学への進学率は減少傾向にある一方で、女子の４年制大学への進学率は増加傾向にあり、女子の４年制大学志向が高まっていることがわかります。なお、沼津市における女子の進学率は、県の平均を大きく上回っています。

沼津市における公立小・中学校の男女別教員数の推移（各年５月１日現在）

小学校

	教員数		校長数	
	女性	男性	女性	男性
1999 年(H11)	366	181	3	22
2000 年(H12)	374	182	3	22
2001 年(H13)	375	181	3	22
2002 年(H14)	385	183	5	20
2003 年(H15)	407	185	5	20
2004 年(H16)	399	191	5	20

中学校

	教員数		校長数	
	女性	男性	女性	男性
1999 年(H11)	147	234	0	16
2000 年(H12)	143	233	1	15
2001 年(H13)	141	227	1	15
2002 年(H14)	142	227	0	16
2003 年(H15)	151	241	0	17
2004 年(H16)	154	250	1	16

資料：学校基本調査

大学等への進学率の推移

(%)

	静　岡　県					沼　津　市		
	女子（短大）	女子（4 年制）	女子　計	男子　計	男女合計	女子　計	男子　計	男女合計
1999 年(H11)	23.2	26.5	49.7	45.0	47.4	54.6	38.7	46.1
2000 年(H12)	19.5	30.0	49.5	46.9	48.3	53.7	38.7	45.4
2001 年(H13)	17.0	30.2	47.2	47.0	47.2	52.9	41.2	46.6
2002 年(H14)	15.5	31.9	47.4	47.6	47.6	52.3	42.9	47.1
2003 年(H15)	14.6	32.2	46.8	46.1	46.6	51.9	41.7	46.3
2004 年(H16)	14.1	33.6	47.7	46.4	47.1	54.9	41.5	47.4

資料：学校基本調査

（9）政策の場（行政委員会や審議会等）における女性の現状

審議会等における女性委員数の推移は、平成 11 年 3 月に策定した「ぬまづ男女ハーモニープラン」において、計画期間が終了する平成 16 年度末までに女性委員数の比率を 25%とすることとし、女性の登用を積極的に進めた結果、2003 年（平成 15 年）に 25%を超え、2004 年（平成 16 年）4 月 1 日現在では、27.1%となっています。

沼津市における審議会等の女性の割合

	総委員数	うち女性委員数	女性の割合 (%)
1999 年(H11). 4. 1	1,159 人	206 人	17.8%
2000 年(H12). 3. 31	987 人	187 人	18.9%
2001 年(H13). 3. 31	800 人	176 人	22.0%
2002 年(H14). 3. 31	634 人	154 人	24.3%
2003 年(H15). 3. 31	731 人	196 人	26.8%
2004 年(H16). 4. 1	742 人	201 人	27.1%

沼津市の政策の場における男女比率　（平成 16 年 4 月 1 日現在）

＜沼津市行政委員会＞

	総委員数	うち女性委員数	女性の割合(%)
教育委員会	5 人	2 人	40.0%
選挙管理委員会	4 人	1 人	25.0%
公平委員会	3 人	1 人	33.3%
監査委員	3 人	0 人	0.0%
農業委員会	34 人	3 人	8.8%
固定資産評価審査委員会	6 人	2 人	33.3%

＜沼津市議会＞

	総議員数	うち女性議員数	女性の割合(%)
沼津市議会	34 人	5 人	14.7%

資料：県女性の公職参加調査

（１０）行政の場における女性の現状

沼津市職員（一般行政職）の役職別女性比率をみると、課長級と係長級は増加傾向にありますが、全職員（一般行政職）の約２１％が女性であることを考慮すると、まだまだ低い水準であると言えます。しかし、近年、消防職や技術職に女性が採用されるとともに、看護師や保育士に男性が採用されるなど、男女の職域拡大が図られています。

沼津市職員（一般行政職）における在職状況　（平成 16 年 4 月 1 日現在）

		職員数	うち女性職員数	女性の割合(%)
管理職	部･局長級	15	0	0.0
	次長級	16	1	6.3
	課長級	83	4	4.8
	課長補佐級	104	7	6.7
	係長級	185	26	14.1
	一般職員	472	145	30.7
	合　計	875	183	20.9

沼津市職員（一般行政職）における役職別女性比率の推移（各年 4 月 1 日現在）

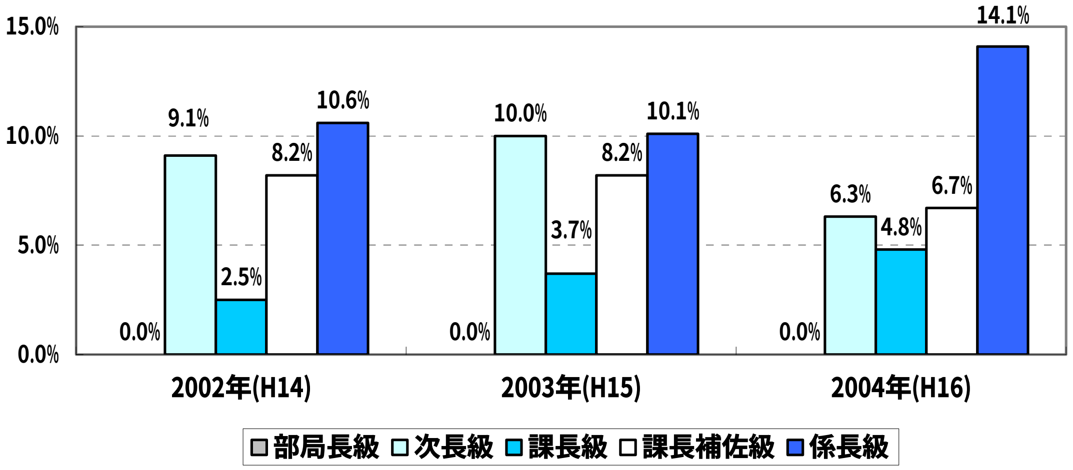

資料：人事課